



長岡京市新型インフルエンザ等対策 行動計画

令和8年3月
京都府長岡京市



目次

第1部 計画の基本事項	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画	1
2 市行動計画改定の経緯	1
3 改定の過程	1
4 対象とする疾患	2
第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	11
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	12
第1章 実施体制	12
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	16
第3章 まん延防止	19
第4章 ワクチン	21
第5章 保健	29
第6章 物資	31
第7章 市民生活及び市民経済安定の確保	32
【用語解説】	35
参考法令	38
長岡京市新型インフルエンザ等対策本部条例	38
長岡京市新型インフルエンザ等対策行動計画に記載の条文	39
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（抜粋）	43
予防接種法（抜粋）	44
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）	45
情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン（抜粋）	49

第1部 計画の基本事項

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

コロナウイルスのような既知の病原体であっても、COVID-19で経験したように、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症についても、感染性が高く社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

国では、平成17年に新型インフルエンザ行動計画を作成して以来、数次の改定を行い、令和6年7月に現行の計画に改定した。

また、京都府においても同様に計画策定し、国の計画改定を受けて令和7年3月に現行の計画に改定された。

2 市行動計画改定の経緯

市においては、特措法第8条の規定に基づき、平成26年5月に新たに長岡京市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。令和2年3月に特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が特措法の適用対象とされた。

令和6年7月改定の政府行動計画、令和7年3月改定の京都府行動計画を踏まえて、市行動計画を全面改定するものである。

3 改定の過程

市行動計画作成担当である健康づくり推進課、危機管理監及び防災・安全推進室による調整会議を設け、市行動計画を改定した。

4 対象とする疾患

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には下記の通りである。

- 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症）
- 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせるように感染予防についての啓発を行う。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減することで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状

新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
況に応じて、以下の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしており、市行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものとする。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等をいう。以下同じ。)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(以下、この節において、政府行動計画における基本的な考え方を記載する。)

- 発生前の段階(準備期)では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、デジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」と記す)の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適切しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、京都府や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、府又は指定（地方）公共機関は、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(3)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生し

新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
た場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3)関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(1)可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(2)医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には府の予防計画及び保健医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国等が定める指標も踏まえた上で、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5)市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民の理解を深めるために分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を府が講じる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権の尊重に十分留意することとし、特措法による要請や府が実施する行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加えられる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、京都府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）及び長岡京市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6 社会福祉施設等における対応

国は、対応期において、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請することとしている。

社会福祉施設は、子ども、高齢者、障がい者など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労・就学等の面からも、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

そのため、社会福祉施設に必要となる医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、市や関係機関は、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、市は、平時から防災備蓄や医療提供体制の確保等を進め、避難所施設の確保等を進める。また、市は、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、府及び国とも連携し、

新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化
や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

第4節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 府の役割

府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

そのため、府は、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制を構築することをはじめ、保健所体制の整備、宿泊療養の実施体制等、感染症有事に必要となる体制について計画的に準備を行う。

また、有事には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府が、感染症対策連携協議会等を通じ、関係機関等と予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

(2) 市の役割

市は、住民に最も近い基礎自治体であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等をいう。以下同じ。）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

Ⅰ 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。なお、発生段階の分類は次のとおりである。

発生段階の分類	感染症の発生状況
準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	国内で感染が拡大し、病原体の性状などに応じて対応する段階

主な対策項目	準備期	初動期	対応期
(1) 実施体制	P. 12	P. 13	P. 14
(2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	P. 16	P. 17	P. 18
(3) まん延防止	P. 19	P. 19	P. 20
(4) ワクチン	P. 21	P. 25	P. 26
(5) 保健	P. 29	P. 30	P. 30
(6) 物資	P. 31	P. 31	P. 31
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	P. 32	P. 33	P. 33

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

- ・感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に大きな影響を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。
- ・市は、平時から関係機関との連携体制を構築する必要がある。
- ・有事には、平時に構築した連携体制等を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、市対策本部において対応方針を決定する。

第1節 準備期

1 方針

- ・新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市府及び各関係機関が連携して取組を推進することが重要である。
- ・あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理を行う。
- ・研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

2 実践的な訓練の実施

市は国や府と連携して、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

3 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ・市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。
- ・市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

4 関係機関との連携強化

- ・国、府、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換を始めとした連携体制を構築する。
- ・市は、国、府及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を行う。

2節 初動期

1 方針

- ・新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。
- ・準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ対策を迅速に実施する。

2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、市は市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。市対策本部の組織は以下のとおりとする。

区 分	構 成 員
新型インフルエンザ等 対策本部	(本 部 長) 市長 (副 本 部 長) 副市長、教育長 (本 部 員) 理事、対話推進部長、総合政策部長、市民協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健幸長寿担当部長、建設交通部長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、教育部長、監査委員事務局長、長岡京消防署長
(事務局)	(事務局長) 危機管理監 防災・安全推進室 健康福祉部(健康づくり推進課)

市対策本部の主要所掌事務は、特措法及び長岡京市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月29日条例第3号。以下「市条例」という。）の規定によるほか、以下のとおりである。

- 新型インフルエンザ等対策に係る総合企画・調整（実態把握、まん延防止対策、広報啓発等）
- 関係課・関係機関に対する調整
- 関係情報の総合収集、分析及び提供
- 府・近隣市町・関係機関との総合調整
- その他、必要な対策の検討及び実施
- ・市は、必要に応じて、準備期の3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進める。

3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 方針

- ・初動期に引き続き、病原体の性状に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。
- ・感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 基本となる実施体制の在り方

(1) 実施体制

- ・全庁的、全市的な取組として、「通常の危機管理」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内各部局の連携を確保しながら、庁内各部局一体となった取組を推進する。
- ・健康づくり推進課は防災・安全推進室と相談して感染症対応体制を組む。

(2) 職員の派遣・応援への対応

- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、府に対し、新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延防止するために特に必要があるもので政令で定めるものの事務の代行を要請する。
- ・市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

(3) 必要な財政上の措置

- ・市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3 緊急事態措置の検討等について

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超え、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

(1) 緊急事態宣言への対応

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法及び市条例に基づく市対策本部を設置する。市防災・安全推進室は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかになったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは

指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに必要に応じて推進会議の意見を聴き、政府対策本部を廃止することとしている。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく特措法及び市条例に基づく市対策本部を閉鎖する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、府、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
- ・平時から市民等の感染症に対する理解を深めるための情報提供等を行う。
- ・有事には、相談窓口等を通じて、市民等の感染症に対する意識を把握した上で、必要とされる正確な情報を提供する。

第1節 準備期

1 方針

- ・感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市、府、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
- ・市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国や府による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。
- ・新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供に努める。情報提供手段としては、市広報紙・市公式ホームページ・市LINE公式アカウントなどを使用する。

2 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 市における情報提供・共有について

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、市民等に対し、地域の実情を踏まえた情報提供を行う。
- ・準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、その時点で得られた科学的根拠等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等有用な情報源として市LINE公式アカウントを通じて、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。
- ・市は、高齢者・子ども・日本語能力が十分ではない外国人・視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する方法等を整理する。

（2）府と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ・有事における円滑な連携のため、当該情報連携について府と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。
- ・府が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援への協力を通じ、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など府が必要と認める情報の提供を受けることがあることに留意する。

（3）双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国・府からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

1 方針

- ・新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。
- ・具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。
- ・可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ・感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的根拠等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 情報提供・共有について

（1）市における情報提供・共有について

- ・市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、市民等に対し地域の実情を踏まえた情報提供を行う。
- ・準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

（2）府と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ・準備期と同様の対応を行う。

3 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国・府からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第3節 対応期

1 方針

- ・感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて市民等が適切に判断や行動ができるようにすることが重要である。
- ・市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。
- ・具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。
- ・可能な限り、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的根拠等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 情報提供・共有について

(1) 市における情報提供・共有について

- ・準備期及び初動期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(2) 府と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ・準備期と初動期に整備した対応を行う。

3 双方向のコミュニケーションの実施

- 市は、国・府からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化するためには、適切な医療の提供と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。
- ・特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

第1節 準備期

1 方針

- ・新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。
- ・有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・自らの感染が疑われる場合は、府の相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

1 方針

- ・新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。
- ・このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 国内でのまん延防止対策の準備

- ・市は府からの要請に応じ、個人への感染防止の働きかけや患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛等の要請等）、地域・職場への施設の使用制限などを行う。
- ・市は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1 方針

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずること、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。

2 まん延防止等の実施

- ・市は市民に対し、換気・マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、府の相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な対策について理解促進を図る。
- ・市は府と協力し、地域の医療提供体制や、府の相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について市民に周知する。
- ・市は、府からの要請に応じ施設等の使用制限を行う他、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛等の要請等）を行う。

3 医療提供体制への協力及び重症化リスクの高い集団への対応

- ・市は、自宅療養において、感染症の特徴に応じて症状の状態を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う府の体制に協力する。
- ・子どもや高齢者、特定の既往歴や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保健所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策として学級閉鎖や休校等の対応を行う。

第4章 ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることとなり、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・府及び市は、医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討する。
- ・有事には、平時に検討した接種体制に基づき、関係機関が連携して、迅速に接種を実施できる体制を構築する。

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> ベンザルコニウム綿 （アルコール禁忌者用） <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> ディスポーザブルトレイ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・血圧計 ・パルスオキシメーター ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・酸素吸入セット ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬剤	<input type="checkbox"/> 不織布マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 接種者及び介助者用ビニールエプロン <input type="checkbox"/> ディスポーザブル舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン <input type="checkbox"/> 日付印・市役所印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> パーティション <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> 担架（ストレッチャー） <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋

2 ワクチンの供給体制

市は、管内ワクチン配送事業者の把握を行い、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3 接種体制の構築

市は乙訓医師会と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を行う。

(1) 特定接種

- ・特定接種とは、特措法第28条の規定により、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に臨時に行われる予防接種である。
- ・特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者及び国家公務員・地方公務員の一部である。
- ・登録事業者に所属しており、厚生労働省の定める基準に該当する業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策の実施に関わる国家公務員については、国が実施主体として接種を実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村又は都道府県が実施主体となるため、市は準備期から速やかに接種体制の構築を図る。
- ・市は、特定接種の対象となり得る市所属の職員については、対象者を選定し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(2) 住民接種

- ・市は国等の協力を得ながら市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制構築を図る。
- ・市は、住民接種については国及び府の協力を得ながら希望する市民が速やかに接種できるよう、乙訓医師会と連携し、接種体制について検討を行い、市の公共施設等で実施する集団接種と個別医療機関で実施する個別接種について協議する。
- ・市は必要に応じ、円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションなどを平時から行う。

表2 接種対象者の試算（令和2年度国勢調査人口等基本集計データから算出）

	住民接種対象者試算（単位：人）		備考
総人口	80,608	A	
基礎疾患のある者	5,642	B	
妊婦	659	C	
幼児	3,485	D	
乳児	602	E1	
乳児保護者	1,204	E2	
小学生・中学生・高校生相当	9,270	F	
高齢者	22,021	G	
成人	37,725	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G)$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者とする。

(3) 医療従事者の確保

- ・市は医療従事者の確保について、接種方法（集団接種もしくは個別接種）や会場数、開設時間の設定等により必要な医療従事者数を算定する。
- ・医療従事者の確保については、乙訓医師会に協議の上、検討する。

(4) 接種場所の確保

- ・市は市内公共施設で予防接種に適する接種場所を選定し、各接種会場の対応可能人数を算定し、各接種会場について、受付場所・待合場所・問診を行う場所・接種を行う場所・経過観察を行う場所・応急手当を行う場所・ワクチンの保管場所及び調剤の場所、接種に当たる人員の配置を検討し設定する。
- ・接種会場については、入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を行う。
- ・調剤後のワクチンの保管は、室温や遮光などが適切な状態で保たれるよう配慮する。
- ・市は円滑な接種の実施のため、予防接種関係のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう連携を進める。
- ・市は、速やかに接種できるよう、乙訓医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な方法について準備を進める。

4 情報提供・共有

(1) 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（ワクチン忌避・予防接種への躊躇）が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの

役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時から、定期の予防接種について、被接種者や小児の場合その保護者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向な取組を進める。

(2) 市における対応

市は、予防接種の実施主体として、乙訓医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済等を進める。

(3) 関係各課の連携

健康づくり推進課は、予防接種施策の推進に当たり、市の職員課・高齢介護課・障がい福祉課・生活支援課との連携及び協力を得られるよう調整する。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校教育課と連携し、予防接種施策の推進に取り組む。

(4) DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連動することで予防接種事務のデジタル化がより推進されるよう、国が示す標準仕様書に沿って整備を進める。

第2節 初動期

1 接種体制の構築

市は集団接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
個別接種に関しては乙訓医師会に協力を要請する。

2 ワクチンの接種に必要な資材

表1を参考に、市で必要と判断した資材について適切に確保する。

3 接種体制

(1) 特定接種

多くの医療従事者の確保が必要となることから、乙訓医師会の協力を得て、その確保を図る。

(2) 住民接種

- ・市は目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、市が活用する予防接種関係のシステムを通じて接種予定数の把握を行い、接種勧奨の方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ・接種の準備に当たっては、健康づくり推進課の平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて人員の確保及び配置を行う。
- ・予防接種の円滑な推進のため、府の関係機関及び、市の高齢介護課、障がい福祉課、生活支援課と健康づくり推進課、その他関係する部署が連携して対応する。
- ・集団接種を行う会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等外部委託できる業務については積極的に外部委託するなどの業務負担の軽減策も検討する。
- ・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は乙訓医師会・乙訓薬剤師会の協力を得てその確保を図る。
- ・市は接種が円滑に行われるよう、乙訓医師会・近隣市町・医療機関と個別接種を行う医療機関の確保について協議を行う。
- ・市は高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など集団接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう市の高齢介護課、障がい福祉課及び乙訓医師会等の関係団体と連携し接種体制を構築する。
- ・市は集団接種を行う会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ・医療機関等以外の臨時の予防接種会場を設ける場合は医療法に基づく診療所開設の許可及び届出を行ない、予診・接種担当の医師、薬液充填を担当する薬剤師、接種や介助を担当する看護師を接種会場の規模に合わせて算定して確保に努める。また、検温・受付・記録・案内・予診票確認・接種済証の発行については医療従事者以外等で対応する。

- ・感染予防の観点から、接種会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや、要配慮者への対応が可能なように準備を行い、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れを作り、接種の流れが滞ることがないように配慮する。
- ・集団接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に必要な救急処置用品を確保し、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者に役割を確認するとともに、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近隣の二次医療機関を選定して連携体制を確保する。
- ・感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示を掲げる。廃棄物処理業者と収集の頻度や量について相談して速やかな廃棄に努める。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を順守する。

第3節 対応期

1 ワクチンや必要な資材の供給

- ・市は国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、市に割り当てられた量の範囲内でワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ・市は国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には府の協力を得て、地域間の融通等を行う。

2 接種体制

市は初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3 地方公務員に対する特定接種

国が、特定接種を実施することを決定した場合において市は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団接種として、本人の同意を得て特定接種を行う。

4 住民接種

- ・市は、国からの要請を受けて、初動期に市において構築した具体的な接種体制により、具体的な業務に着手する。
- ・市は、接種状況等を踏まえ、集団接種を行う会場の追加等を検討する。
- ・市は、集団接種を行う会場において予診を実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保する。
- ・市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當にある者については、集団接種を行う会場に赴かないよう広報等により周知すること、および接種会場において掲示等により注意喚起する等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対する予防接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も可能とする。
- ・市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢介護課、障がい福祉課及び乙訓医師会等の関係団体と連携して接種体制を確保する。

5 接種に関する情報提供・共有

- ・市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。
- ・市が行う接種勧奨については市広報紙や市公式ホームページ及び市LINE公式アカウントで周知を行う。スマートフォン等の活用が困難な方については紙媒体で対応する。
- ・市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うと共に、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取り方がなされ得る情報への対応を行う。また、基本的人権尊重の観点から、接種の有無にかかわらず、差別的な扱いをしてはならないことについて、市民等へ広く周知を図る。
- ・市は、接種会場や接種開始日等について市公式ホームページや市LINE公式アカウントを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。
- ・市は、自ら実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民等への周知・共有を行う。

6 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて集団接種を行う会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の集団接種会場や個別接種を行う医療機関での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢介護課、障がい福祉課や乙訓医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

7 接種記録の管理

国、府、市は地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備した予防接種関係のシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

8 健康被害救済

- ・予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。
- ・住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ・市は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者への情報提供を行い、申請書を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等の対応を適切に行う。

9 情報提供・共有

- ・市は、実施する予防接種に係る情報に加え、国・府が提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ・市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ・パンデミック時には、定期接種の接種率の低下が懸念されることから定期予防接種の対象疾病のまん延が生じないよう、引き続き定期の予防接種についても必要性の周知に取り組む。

10 住民接種に係る対応

- ・市は実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・接種の目的や優先接種の意義、接種時期・方法を分かりやすく伝える。
- ・市は、実施する予防接種に係る情報について（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国・府が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民へ周知・共有を行う。

第5章 保健

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民等の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。
- ・府は実施する積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向を把握する等の重要な役割を担うが、感染拡大の場合には、必要に応じて市は応援派遣要請に応じる必要があり、府と連携して対応する。

【府が対応すること】

<準備期>

- ・多様な主体との連携、研修・訓練等を通じた人材育成、ICT活用等による業務の効率化
- ・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション、高齢者施設等における感染対策

<初動期>

- ・検査体制の立ち上げ、患者受入体制確保、入院調整体制構築等、有事体制への移行準備
- ・帰国者・有症状等相談センターやコールセンターの設置

<対応期>

感染症有事体制への移行、感染状況に応じた取組

- ・人員応援、業務の一元化等、体制支援・効率化 ・有症状等相談センター体制強化
- ・検査体制の拡充・見直し、積極的疫学調査の実施
- ・入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養への対応 ・健康観察及び生活支援

上記の府の対応を受けて、市は下記のとおり対応することで市民の健康を守る。

第1節 準備期

1 人材の確保

- ・市は、感染症対応が可能な保健師等専門職の人材確保を行う。
- ・市は、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から業務の整理・効率化を図る。

2 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、府の感染症対応訓練や研修に職員を派遣し、感染症危機への対応能力の向上を図る。

3 高齢者施設等における感染対策

市は、高齢者・障がい者施設等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所している施設等の感染対策について府と連携して必要時現地等の支援を行うことができる体制を整備する。

第2節 初動期

1 有事体制への移行準備

市は、府から専門職の応援派遣依頼があれば、人材の選定等準備を進める。

2 市民等への情報提供・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民等へ周知することや、府のコールセンターを案内する等、市民等への速やかな情報提供・共有体制を構築する。

第3節 対応期

1 主な対応業務の実施

準備期に整備・整理した業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して感染症対応業務を実施する。

2 健康観察及び生活支援

- ・市は府が実施する健康観察への協力要請があった場合には、協力する。
- ・市は府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食料品の提供等の当該患者やその濃厚接触者が生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品支給への協力要請があった場合は、府に協力する。

第6章 物資

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。
- ・感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ必要があり、感染症対策物資等が十分に確保されるよう対策を講じることが重要である。

第1節 準備期

- ・市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。
（災害用備蓄倉庫に保管している感染症対策物資：マスク・アルコール（手指消毒用）・医療用ガウン・フェイスシールド・ニトリル手袋）
- ・市は、国及び府からの要請を受けて、消防機関に対して、最初に感染者に接触する可能性がある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう要請する。

第2節 初動期

市は、感染症対応物資等の円滑な供給に向けて、市内医療機関等で必要な感染症対策物資等が不足する場合等は、府に状況を伝え、必要量の確保に努める。

第3節 対応期

- ・市は、不足物資がある場合は、府に状況を伝え、物資の確保を要請する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは各関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関して相互に協力する。

第7章 市民生活及び市民経済安定の確保

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康をはじめ、社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。
- ・平時から、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・有事には、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。
- ・事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や各部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

- ・市は、市行動計画に基づき備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品を備蓄する。
- ・市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄を行うことを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要配慮者の把握と共に、支援の調整を行う。

5 火葬体制の構築

市は、府の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、届け出窓口である市民課との調整を行う。

第2節 初動期

第1節準備期の取り組みに加えて、以下の事項について対応する。

1 遺体の火葬・安置

市は府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等について選定等を行う。

第3節 対応期

1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休校の要請等がなされた場合は、必要に応じ、オンライン授業の実施など、教育及び学びの継続に関する取組を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、状況把握を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の働きかけを行う。また、必要に応じて、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(5) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(6) 水道水の確保

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、「長岡京市水道危機管理計画」に基づく「長岡京市水道事業における新型インフルエンザ等対策行動計画対応マニュアル」に基づき、水を安定的にかつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（7）埋葬・火葬の特例等

- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・市は、府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある時は、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋葬許可を要しないなどの特例が設けられるため、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

【用語解説】 ※アイウエオ順

- 帰国者・接触者外来
発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来のこと。
- 帰国者・接触者相談センター
発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。
- 業務継続計画
東日本大震災（平成23年3月11日発生）において、中小企業の多くが、人材等の損失や復旧への遅れにより、廃業等に追い込まれた。BCP（業務継続計画）ともいい、緊急事態への備えとして、事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、継続に必要な最低限の業務や復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画のこと。
- 抗インフルエンザウイルス薬
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のこと。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- COVID-19（Coronavirus disease 2019）
新型コロナウイルス感染症のWHOの国際疾患分類上の呼称。
- 指定公共機関
災害対策基本法の規定により、内閣総理大臣に指定された公共機関の総称であり、ライフライン関係等国民の生活や経済にかかせない機関をいう。
- 指定（地方）公共機関
独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機関の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国が地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。
- 指定行政機関
災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する行政機関で、内閣府などの24機関のこと。

- 収束(感染症の流行に関して)
患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。
- 終息(感染症の流行に関して)
感染症の新規感染者がほぼなくなった状態を示す。
- 新型インフルエンザ
新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。
- 新感染症
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもののこと。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)
- 濃厚接触者
患者と長時間居合わせたことなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。
- パンデミック
感染症の世界的大流行のこと。
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- Vaccine Hesitancy
The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines(WHO:The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。
- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

参考法令

長岡京市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、長岡京市新型インフルエンザ等対策本部(法第 34 条第 1 項の規定により本市に設置される同項の市町村対策本部をいい、以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市及び乙訓消防組合の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する

長岡京市新型インフルエンザ等対策行動計画に記載の条文

新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)

(平成二十四年五月十一日法律第三十一号)

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。

- 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視總監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
 - 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(住民に対する予防接種の対象者等)

第二十七条の二 政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号)第六条第三項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第三項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
 - 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。)及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
 - 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和三十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
 - 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号)第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十

五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。

- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（他の地方公共団体の長等に対する応援の要求等）

第三十八条 その区域の全部若しくは一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村（以下「特定市町村」という。）又は特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）についての第二十六条の三から第二十六条の七までの規定の適用については、第二十六条の三の前の見出し及び第二十六条の五中「他の地方公共団体の長」とあるのは「他の地方公共団体の長等」と、第二十六条の三第一項中「都道府県知事は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定都道府県の知事その他の執行機関（以下「特定都道府県知事等」という。）は」と、「他の都道府県知事」とあるのは「他の都道府県知事等」と、同条第二項中「市町村長は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は」と、「他の市町村長」とあるのは「他の市町村の長その他の執行機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「特定都道府県知事等又は特定市町村長等」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする」と、第二十六条の四から第二十六条の七までの規定中「市町村長」とあるのは「特定市町村長等」と、第二十六条の四中「知事に」とあるのは「知事その他の執行機関に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」と、第二十六条の五中「市町村は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村は」と、第二十六条の六第一項及び第二十六条の七中「都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事等」と、第二十六条の六第一項中「又は指定地方行政機関の長」とあるのは「若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）をいう。次条において同じ。）」と、「又は当該指定地方行政機関の職員」とあるのは「若しくは当該指定地方行政機関又は当該特定指定公共機関の職員」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事その他の執行機関」と、第二十六条の七中「地方公共団体の長並びに」とあるのは「地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び」とする。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により読み替えて適用する第二十六条の六第一項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（抜粋）

（平成二十五年四月十二日政令第百二十二号）

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
 - 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
 - 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 五 集会場又は公会堂
 - 六 展示場
 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
 - 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 - 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）
 - 十五 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十五号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

予防接種法(抜粋)

(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)

(臨時に行う予防接種)

- 第六条** 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。
- 3 厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。
- 4 市町村長が前二項の規定による予防接種を行う場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抜粋)

(平成十年十月二日法律第百十四号)

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)
- 五 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 E型肝炎
- 二 A型肝炎
- 三 黄熱
- 四 Q熱
- 五 狂犬病
- 六 炭疽
- 七 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)
- 八 ボツリヌス症
- 九 マラリア
- 十 野兔病

- 十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
- 6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
 - 二 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)
 - 三 クリプトスポリジウム症
 - 四 後天性免疫不全症候群
 - 五 性器クラミジア感染症
 - 六 梅毒
 - 七 麻しん
 - 八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- 九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
 - 二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
 - 三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
 - 四 再興型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- 8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- 10 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。
- 11 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
- 12 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。
- 13 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。
- 14 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- 15 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- 16 この法律において「結核指定医療機関」とは、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局をいう。
- 17 この法律において「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。
- 18 この法律において「毒素」とは、感染症の病原体によって産生される物質であって、人の生体内に入った場合に人を発病させ、又は死亡させるもの（人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるもの（以下「人工合成毒素」という。）を含む。）をいう。
- 19 この法律において「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- 20 この法律において「一種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定による承認を受けた医薬品に含有されるものその他これに準ずる病原体等（以下「医薬品等」という。）であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。
- 一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス
 - 二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイルウイルス、スーダンエボラウイルス及びレストンエボラウイルス
 - 三 オルソポックスウイルス属バリオラウイルス（別名痘そうウイルス）
 - 四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）
 - 五 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス
 - 六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの
- 21 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。
- 一 エルシニア属ペステリス（別名ペスト菌）
 - 二 クロストリジウム属ボツリヌム（別名ボツリヌス菌）
 - 三 コロナウイルス属SARSコロナウイルス
 - 四 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）
 - 五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兎病菌）亜種ツラレンシス及びホルアークティカ

- 六 ボツリヌス毒素(人工合成毒素であって、その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一であるものを含む。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの
- 22 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等(医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。
- 一 コクシエラ属バーネッティイ
 - 二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。)
 - 三 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)
- 四 前三号に掲げるもののほか、前三号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの
- 23 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等(医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。
- 一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2、H5N1若しくはH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。)
 - 二 エシェリヒア属コリー(別名大腸菌)(腸管出血性大腸菌に限る。)
 - 三 エンテロウイルス属ポリオウイルス
 - 四 クリプトスポリジウム属パルバム(遺伝子型が一型又は二型であるものに限る。)
 - 五 サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がタイフィ又はパラタイフィAであるものに限る。)
 - 六 志賀毒素(人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。)
 - 七 シゲラ属(別名赤痢菌)ソンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイデイ
 - 八 ビブリオ属コレラ(別名コレラ菌)(血清型がO1又はO139であるものに限る。)
 - 九 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス(別名黄熱ウイルス)
 - 十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス(前項第二号に掲げる病原体を除く。)
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの

情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン(抜粋)

(令和六年八月三十日)

第1章 はじめに

新型インフルエンザ等対策においては、国や地方公共団体等が、検疫、医療等の各分野における検討を進め、必要な体制を整備するとともに、各施策の実施に際し、国民等がそれぞれ、可能な限り科学的根拠等に基づき、状況に応じて適切に判断・行動することで初めて、円滑かつ効果的なまん延防止が可能となる。また、感染症危機下においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。このため、国、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security、以下「JIHS」という。）及び地方公共団体は、準備期から国民等が感染症危機に対する理解を深めるため情報提供・共有を行い、有用な情報源として、情報提供・共有の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。また、表現の自由に十分配慮しつつ、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を含めた、各種対策を効果的に行う必要がある。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供・共有するとともに、広聴を通じて継続的に国民等の意見や関心を把握・共有し、国民等とのリスク情報とその見方の共有などを通じて、信頼関係を構築し、リスク低減のパートナーである国民等が主体的に対策に参画できる体制を整備する必要がある。その際、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に対し適切に配慮しつつ、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進を含め、理解しやすい内容・方法で情報提供・共有を行う。

第2章 国における対応（1 準備期 1-3.情報提供・共有の方法（1）迅速かつ一体的な情報提供・共有）

③ 受け手に応じた情報提供・共有

準備期から、国民等に必要な情報が届くよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に対し、例えば、DX の推進を含め、以下のような配慮をしつつ、情報提供・共有を行う。なお、積極的に情報収集をしない方々に対しては、プッシュ型の情報提供・共有も適宜実施する。

ア) 高齢者に対する情報提供・共有

高齢者は、SNS やホームページといったデジタルの媒体に加えて、回覧板など地域密着型の媒体を含めた非デジタルの媒体も活用して、情報提供・共有を行う。

イ) こどもに対する情報提供・共有

こどもに対しては、直感的に理解しやすいイラストの活用や、発達段階に応じた平易な言葉による説明など、適切な方法で情報提供・共有を行う。

ウ) 日本語能力が十分でない外国人等に対する情報提供・共有 日本語能力が十分でない外国人等を念頭に、可能な限り多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）で、必要な情報提供・共有を行う。また、各国大使館、外国人支援団体等と連携して、国が多言語での情報提供・共有を行っていることについて周知する。なお、外国人本人や外国人向け現場対応者の翻訳作業の負荷を軽減するため、機械翻訳しやすい形式で情報提供・共有を行うことが望ましい。

エ) 視覚や聴覚等が不自由な方に対する情報提供・共有

関係省庁等は、障害者団体や地方公共団体等に情報を提供・共有し、団体等を通じて、障害を持つ方が情報を得られるよう努める。また、例えば、視覚障害者向けに音声コードの活用を含む音声読み上げ機能の付加、聴覚障害者向けに字幕の設定、そのほか、ユニバーサルデザインへの配慮やイラストやピクトグラムの利用など、DX の推進を含め、障害に応じた合理的配慮を行い、情報提供の方法を工夫するよう努める。

オ) 在外邦人に向けた情報提供・共有

在外邦人については、滞在国・地域に応じて情報提供・共有の程度や感染リスクに違いがあることを踏まえ、外務省を中心に関係機関が連携して、状況に応じた対応を適切に実施する。

カ) 国際的な情報提供・共有

有事を見据えた国際的な関係機関との連携の構築のため、準備期から、我が国における感染症対策の取組について、様々なチャネルを通じて、国際的に情報提供・共有を行うよう努める。

④ メッセージ作成上の工夫・留意点

初動期以降に国民等が適切に判断・行動できるよう、分かりやすく情報提供・共有を行うためには、準備期から、例えば、次のような点について研修や実践に取り組み、不断に改善しつつ、実効性を高めていくことが重要である。

ア) リスク情報の伝え方

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

α 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分が取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的に肯定的な伝え方をすることが望ましい。

β 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。

γ リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

イ) 行動科学の知見の活用

国民等への呼び掛けにおいて、行動経済学 4 を始めとする行動科学 5 の知見を活用することも考えられる。代表的なものとして、選択の自由を確保しながら、経済的なインセンティブを大きく用いないで行動変容を促す手法であるナッジ 6 があり、例えば、同じ内容でも表現の仕方を工夫することで、心理的な抵抗感を軽減する一助とすることが考えられる情報。ただし、必要な情報に基づく当事者による意思決定を重視するリスクコミュニケーションとの関係では、本人の意思決定に対する過度な介入とならないよう留意する必要がある。